



www.asahi.com/relife/



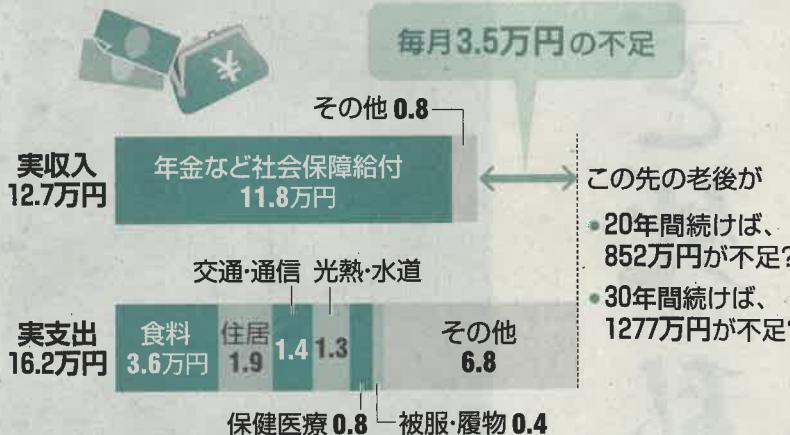
家計の担い手 失ったら…

## 遺族年金 受給に細かい要件

## そもそも、ひとり暮らしの高齢者の暮らししぶりは?

65歳以上の無職・単身世帯の収入と支出(月額)

総務省の家計調査(2018年)から。数字は四捨五入



乾いた洗濯物しかみないあなた!  
一冊の本を最後のページしか読まないと同じよ。

「終わりよければ全て良し」なんていふけれど、結果を生むための道のり  
こそ大事。本は全部読みましょう! 洗濯もたまには自分で。



## 夫に先立たれた後、妻が受け取れる年金は?

それぞれ加入期間や年齢などの受給要件がある

子ども(原則高校生以下) がいる	子ども(原則高校生以下) がない
<b>遺族基礎年金</b> <b>遺族基礎年金の金額</b> 月約6万5千円+子の加算(第2子までは1人あたり約1万8700円など)	もらえない
<b>遺族基礎年金と 遺族厚生年金</b> <b>遺族厚生年金の金額</b> 原則として、死亡した人が受け取るはずだった厚生年金の報酬比例部分の4分の3	遺族厚生年金

配偶者に先立たれた後の年金がどうなるか、仕組みを知つて試算し、対策を立てよ

元気なうちはできるだけ働き、老後に備える

よく理解しないまま投資の勧誘などに決してのらない

## ポイント

老後の生活費が2千万円不足するとした金融庁の審議会報告書が波紋を広げています。夫婦の場合、配偶者に先立たれた後の年金はどうなるのでしょうか。専門家は、早めに将来設計して備えることが大事だと言います。

報告書は「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯」の平均データを使って、2千万円をはじき出した。仮に同じ前提で、65歳以上の無職・単身世帯を見るどどうなるか。  
収入と支出の差である「赤字」は月約3・5万円(2018年)。報告書で示された夫婦の場合の不足額(月約5・5万円)よりは小さくなる。仮に配偶者に先立たれた後の暮らしが、この状態で20年間続くと考えれば852万円の不足、30年続ければ1277万円が不足する、ということになる。

しかし、この数字はあくまでも平均値。高齢者一人ひとりの暮らししぶりや収入、貯金などは千差万別だ。金融庁は「平均値を、あたかも公的年金だけでは月5万円の赤字であるかのように表現したのは不適切だった」「著しい不安を与えた」と謝罪に追い込まれた。実際、一人ひとりの将来設計において、この数字はほとんど意味がない。年を重ねれば、支出する内容も変わること、自分の置かれている状況や生活に置き換えて設計する必要がある。

何から考えればいいか。社会保険労務士の音川敏枝さんは、「まずは公的年金」という。直近の簡易生命表によると女性の2人に1人は90歳まで生きる。「一生続く公的年金は、高齢期の生活を支える大切なお金。事前に仕組みを知り、自分が受け取れる年金額を理解しておくと対策につながります」  
公的年金には遺族年金という制度がある。これは、家計の担い手を失った家族の生活を支えるためのものだ。厚生労働省によると、受給者の98%は女性。夫を「くした妻の場合、どんな年

会社員らサラリーマンの夫が亡くなったときに受け取れるのが、遺族厚生年金だ。原則として、夫が受給するはずだった年金の報酬比例部分の4分の3が支給される。妻が国民年金なら4分の3、妻が厚生年金で65歳以降に自らの年金を受け取り始めた妻自身の年金を受け取られるのが基本的な仕組みだ。自分が優先的に支給される。もし遺族厚生年金の額の方が多ければ、差額を支給されるのが一般的な仕組みだ。  
いずれの年金にも「遺族の年収が85万円未満」「再婚すると受け取れなくなる」など、それぞれ細かく受給要件が決められている。亡くなったのが妻の場合、別な条件が加わる。

複雑な制度に対し、音川さんは「友人などから聞いた話をもとに『夫の年金の6割がもらえると思っていた』など、不確かな知識で思い込んでいた人も多い。一部の加算は段階的に減額・廃止されることを知らず、自分の親世代の年金をイメージした人から『え、こんなに少ないの?』と驚かれることがある」という。  
このため音川さんは、「将来の『方が一』に備えて、1人になった後のことを事前に考えておく必要がある」という。全国の年金事務所のほか、全国

社会保険労務士会連合会による「街角の年金相談センター」では、将来受け取れる年金の見込み額を出してくれる。夫の委任状を持っていけば、遺族年金は受け取れない。表

金を受け取れるだろうか。  
遺族年金は、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」に大別される。亡くなつた夫の職業によって、受け取れる年金が変わる。夫が自営業などで厚生年金に入っているからなら、遺族厚生年金は受け取れない。

その上で、どうすれば少しでも老後資金を増やすのか。夫の遺族厚生年金との関係などを踏まえる必要はあるが、一般論として、ファイナンシャルプランナーの上級資格(CFP)を持つ養田透さんは、「働けるうちは少しでも長く働いて、まずは老後の原資を作ることに注力して」という。また、原則65歳からの年金の受給開始を過ぎた年金の報酬比例部分の4分の3が支給される。妻が国民年金なら4分の3、妻が厚生年金で65歳以降に自らの年金を受け取り始めた妻自身の年金を受け取れるのが基本的な仕組みだ。

養田さんの元には最近、金融機関から「運用しませんか」と勧誘を受けた年配者から、「どう思うか」といつた相談が急増しているという。「将来がいいか」といった問い合わせも相次がる。しかし、商品の中身を聞くと「よく分からぬ」と答える人も多い。養田さんは、特に高齢期は生活費や居住費など将来確実に必要なお金や病気に対する費用を回すべきではないと強調。長期運用でかかるリスクをとれば、取り返しがかないことになりかねない。

このため音川さんは、「リスクの仕組みや資産のバランスなど、十分な理解が必要です。仮に運用するにしても、専門家の助言を受けねどした上で、余裕資金に限定して下さい」(中村靖三郎)